

2016（平成28）年12月16日@三重県議会選挙区調査特別委員会
議員定数・選挙区の設定の考え方

江藤俊昭

山梨学院大学大学院研究科長/法学部教授

はじめに

1. 定数・選挙区の考え方

(1) 従来の定数・選挙区設定の考え方

- ① 選挙区の設定＝市郡
- ② 選挙区の定数＝人口（法定数・法定上限数）

(2) 自治法改正・公選法改正に基づく定数・選挙区設定の考え方

- ① 選挙区＝条例に基づく（一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域、隣接する町村の区域を合わせた区域（例外あり））
- ② 人口基準は削除

(3) 「住民自治の根幹」としての議会を作用させる定数・選挙区の考え方Ⅰ——原則

- ① 多様性——二元的代表制を作用させるⅠ
 - i 過疎地からも一議席＝1人区（多数代表制）→多様性とは逆行
 - ii 少なくとも2人区（少数代表制）→多様性を考慮、ただしその場合過疎地域の意向を反映する手法は
- ② 討議できる人数＝定数——二元的代表制を作用させるⅡ
 - i 定数の基準は人口を基準とする→採用できない
 - a. 定数増：どこまで増加させれば住民代表基準となるか定かではない。議会にも住民参加を入れれば、ある程度多様な意見は入る。
 - b. 定数減：機動性・専門性＝執行機関の論理
 - ii 討議できる人数（試論）＝1常任委員会当たり少なくとも7～8人以上、それに面積要件（過疎地域の代表が少なくとも2～3人はいる）→10数人

上記2つの原則（多様性と討議できる人数）を考慮して定数と選挙区を考える

(4) 「住民自治の根幹」としての議会を作用させる定数・選挙区の考え方Ⅱ——論理

- ① 前提（自治法、公選法）
 - i 人口を考慮して選挙区の定数を決める（公選法の原則の確認）
 - ii 文化等の共通性から選挙区を設置する（公選法の原則あり）
 - iii 人口に比例して選挙区の定数を決める。ただし公選法15⑧の但し書きあり
- ② 考慮すべ事項
 - i 議員定数の確定（委員会数の確定）

ii 選挙区に配分

iii 一人区にしないような考慮（選挙区設定）、および委員会に過疎地域出身議員が複数（少なくとも2~3人）入るよう考慮→定数調整（3倍以内）、定数増を排除しない（iに戻る）

*仮に6常任委員会だとすれば（（42~48）+面積要件（2×6常任委員会）=54~60人）（面積要件において1人の場合48~52人）

*定数増の場合も考慮（定数には科学的根拠があるわけではない）。討議できる人数は定数議論のたたき台。ただし、その場合（本来は定数と報酬等は別の論理であるが、県民の意識を考慮し議会費は一定とする）

*アダムズ方式の考慮：ただし選挙区を固定することが必要（従来の市郡か、県による行政区域か）（一人区の可能性がある→合区）

補足：選挙区特別委員会委員長報告（H26年5月）について

- ① 現行の定数を固定（あるいは考慮せず）
- ② 選挙区間関係（人口と選挙区定数）から定数の調整
 - i 議員一人当たり人口が最大選挙区の検討→据え置き
 - ii 定数削減の対象地域→削減、合区により削減
- ③ どのような議会を創り出すかの議論がない（定数の根拠不明）
（2選挙区の1増で決着させることはできなかったか）

2. 条例改正の時期

- (1) 議決責任の重み：説明責任を伴う
- (2) 議会の存在意義：討議——なぜ討議するか（多様性、論点の明確化・合意の可能性・世論形成プラス修正をすばやくする）
- (3) 周知期間の重要性（次期選挙からの重要性）
- (4) 総体的な視点からの議論の必要性

3. 定数・選挙区を考える際の留意点——選挙と県民参加手法

- (1) 選挙と県民参加組織の充実（多様な意見を県政に）——「議員と語ろう」ほか
- (2) 市町村長・市町村議会議長による審議会（議会の付属機関）——個別の利害表出から地域利害の表出に——自治体代表者会議、地方分権推進連盟、（地域づくり連携・協働協議会）などを考慮
- (3) 市民教育・主権者教育の充実
- (4) 会派マニフェストの充実（三重県全体を対象とした政策提言）

むすび——今後の地方選挙制度——

- (1) 条例による選挙区設置——全国都道府県議会議長会の提案

(2) 比例代表制——全国政党の「代理戦争」にならない仕掛け

参考文献：三重県議会『三重県議会の議会改革——評価と展望』2011（平成23）年。